

ひと ひとり
一人ひとりが
たい せつ はま だ し
大切にされる浜田市を
みんなで
つく 作っていきましょう

はま だ し じんけん そんちよう しょうれい
「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」
ができました



せいさく はま だ し はま だ し しょういく いんかい
制作：浜田市・浜田市教育委員会

はじめに

はま だ し あい て たち ば ちが そんな
浜田市では、相手の立場や違いを尊重してお
たが たす あ ちから あ ひとり
互いが助け合い、みんなで力を合わせて「一人
ひとりが大切にされるまちづくり」を進めるため、
みんなでも つく
みんなで守っていくきまりを作りました。それが
はま だ し じんけん そんな しょうれい
「**浜田市人権を尊重するまちづくり条例**」

です。



たが じんけん そんな た ようせい みと
「**お互いの人権を尊重し、多様性を認め**
あ しゃかい つく あ
合う社会」をみんなで作り上げていくこと
です。

いろいろな人が住んでいる浜田市

ところで、ここで言う多^い様^た性^{ようせい}とは何^{なん}なんで
しょうか？ わたしたちは、家^か族^{ぞく}や友^{とも}だち、地^ち
域^{いき}の人^{ひと}たちに囲^{かこ}まれて暮^くらしています。そこ
には、年^{ねん}齢^{れい}（こども、大^お人^と、高^{こう}齢^{れい}者^{しゃ}）、性^{せい}別^{べつ}、
障^{しょう}がいの有^う無^む、外^{がい}国^{こく}にルーツがあるなどさま
ざまな違^{ちが}いのある人^{ひと}が住^すんでいます。



多^た様^{ようせい}性^{せい}とは、こ^こう^うし^した^たさ^さま^まざ^ざま^ま
な^{ちが}違^いのある人^{ひと}が、社^{しゃ}会^{かい}の中^{なか}
に^にい^いる^るこ^こと^とを^をい^いま^ます。

た ようせい みと あ しゃかい つく
多様性を認め合う社会を作るために
ひつよう ひとり けんり せきにん
必要なこと(一人ひとりの権利とみんなの責任)

わたしたちは、いろいろな違いのある個人として尊重され、自分らしく生きる権利をもっています。そして、そのことを周りの人から大切にされる権利があります。



じぶん い けんり
自分らしく生きる権利のこと
じんけん
を人権というんだね

じょうれい じぶん じんけん たいせつ
条例では、自分の人権が大切にされるように、
しゃかい ひとり じぶん まわ ひと じんけん たいせつ
社会の一人として、自分も周りの人の人権を大切
にしなければならないことが示されています。

たが じんけん まも
お互いに人権を守っていく
もと
ことが求められているのね



「^{たが}お互いの^{じんけん}人権を^{そんちよう}尊重し、
^た多^{ようせい}様性を^{みと}認め^あ合う^{しゃかい}社会」を

^{つく}作り^あ上げていくために、わたしたちは
どんなことに^き気をつけていけば
よいのでしょうか。

^{じんけん}人権を
^{そんちよう}尊重するって
どんなことを
したらいいの？



^た多^{ようせい}様性を
^{みと}認め^あ合うって
なんだか
むずかしそう..



「お互いの人権を尊重する」ために

お互いの人権を尊重するためには、普段の生活
の中で相手の気持ちを傷つけたり、こわい思いを
させるような言葉がけや態度をとらないように気
をつけなければなりません。

(「そんなつもりじゃなかった」は許されません)

具体的な例

- 学校や地域において
いじめをしない



- SNSやインターネット
においてもいじめをし
ない



- 学校において体罰や
ハラスメントを受け
ない



- 家庭において虐待を
受けない



「多様性を認め合う社会を作る」ために

年齢や性別、障がいの有無、その人のルーツなどのことを「属性」といいます。この属性を理由に差別をしないことが大切です。

具体的な例

- 年齢を理由に偏見をもったり差別をしたりしない
- 性別や性的指向、性自認を理由に偏見をもったり差別をしたりしない
- 障がいを理由に偏見をもったり差別をしたりしない
- 外国にルーツがあることを理由に偏見をもったり差別をしたりしない



属性は誰にもあります。多様性を認めるということは一部の人の問題ではありません。自分も含めすべての人の問題なのです。

「誰かのことじゃない」
わたしたち自身の
ことです





はまだ し じんけん そんちよう じょうれい
「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」の
はなし よ ところ
お話を読んで、これから心がけていきたいこ
か
とを書いてみましょう。

かんけい き かん そうだんさき しょうかい なや
関係機関の相談先を紹介します。悩んでいることがあれば
き がる そうだん ひ みつ まち
気軽に相談してください。秘密は守ります。

じんけん そうだん 人権相談

● はまだ だ し やくしよほんちようしゃ まいしゅうすいよう じ じ じ じ
浜田市役所本庁舎／毎週水曜 10時～12時、13時～15時

※ かな ぎ あり や さか み すみ しよ かいせつ
金城・旭・弥栄・三隅支所でも開設しています。

(広報はまだ情報カレンダーまたは浜田市ホームページでご確認ください)

● まつ え ち ほうほう む きょくはま だ し きょく まいしゅうげつ きん じ ぶん じ ぶん
松江地方事務局浜田支局／毎週月～金 8時30分～17時15分

じんけん ひやくと おぼん
こどもの人権110番

☎ 0120-007-110

じょせい じんけん
女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810

じんけん ひやくと おぼん
みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

はまだ し じんけんどう わ きょういくけいはつ
浜田市人権同和教育啓発センター

☎ 0855-25-9160

など

こうほう
「広報はまだ」や「浜田市ホームページ」でも
お知らせしています。

はまだし
(浜田市ホームページ)

